

## 第24回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年6月28日(火) 9時25分～9時56分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 諮問第 3号 農業経営改善計画書の認定に係る意見について  
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第29号 非農地証明願いについて  
議案第30号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)  
上脇 重樹 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻より5分ほど早いようですが、全員お揃いですので、ただ今から第24回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、3番 富永 勝志委員、4番 石原 千代年委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第24回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。5月31日には、北薩地域農政推進協議会に出席いたしました。

6月7日には、鹿児島県農業会議の6月定例常設審議委員会に出席いたしました。

6月17日には、阿久根市農業再生協議会総会に出席いたしました。

6月24日には、鹿児島県農業会議第90回通常総会へ、谷口局長と出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のと

ころでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 諮問第3号**

**農業経営改善計画の認定に係る意見について**を議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

今回、更新1件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法 第12条第4項に基づき、①阿久根市の基本構想 ②農用地の効率的な利用 ③経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省 経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る6月17日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。それでは、資料の説明をいたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、認定しようとするものであります。  
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

#### **日程第5 議案第27号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)  
それでは、議案第27号についてご説明いたします。  
議案書の3ページをご覧ください。  
農地法第3条の申請は2件であり、所有権移転が2件であります。  
なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
また、6月16日に6番委員及び7番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。  
それでは、ご説明させていただきます。  
整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページから4ページであります。  
申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇市にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。  
〇〇さんは住所が〇〇〇市となっておりますが、現在、父の介護の為阿久根に帰ってきております。住所はこれから変更されるそうです。

〇〇さんは、今回の農地を取得後、年間150日程度、農業に従事される予定となっております。

申請地は、ビワ・エンドウ・バレイショ等を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。〇〇さんは新規就農者であります。

次に整理番号2の所有権移転について、地図は5ページであります。申請地は、現在、不耕作地であります。開墾等を行い農地として利用していきたいという申請人の強い思いがあり、今後十分な有効利用が図られると想定される農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・梅・甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、梅を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 （尻無濱 委員）

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。  
6月16日に「7番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、〇〇さんの申請地を除き耕作可能な農地でありました。〇〇さんの申請地につきましては、現在原野状態ではありますが、開墾等を行い使用

していかれるということから、今後耕作していくことは可能である農地であると想定されます。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

## 日程第6 議案第28号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（上脇 重樹）

議案第28号について、説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。

6月16日、6番委員及び7番委員並びに事務局職員で現地調査を行いました。

それでは整理番号順に説明いたします。

まずは、整理番号1です。本件は、事務所・駐車場への転用を目的とする、所有権の移転です。

地図6ページをご覧ください。申請地の位置は、〇〇〇〇公民館から約300メートル南、二級河川〇〇川に係る〇〇橋の南側です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。

申請した譲受人は、〇〇〇〇区にお住まいの〇〇〇〇〇〇さんです。

〇〇〇さんは、〇〇業者に従事されている〇〇技術者です。〇〇〇さんは業務に当たり必要な〇〇用具は持参し、また、〇〇計算等の内業は自宅で行う形で勤務されています。これまで、この〇〇用具の保管及び〇〇計算等の内業を自宅で行われていましたが、手狭になったことから駐車場を含む事務所を新設するため、本件申請を行われました。

申請地は、ほぼ平坦な状態です。転用目的のため整地が行われ、プレハブと仮設トイレが設置されます。

申請地からの流水は雨水のみであり、隣接する市道の側溝へ流下されます。

申請地は、西側、北側、東側で市道に隣接しており、また、南側に隣接する農地より低いため、周辺農地への日照・通風等の悪影響の恐れはありません。

なお、本件申請は、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設の要件を満たしております。

次に、整理番号2です。本件は、駐車場への転用を目的とする、所有

権の移転です。

地図7ページをご覧ください。申請地の位置は、〇〇公民館に隣接しております。

申請地は、都市計画区域の第一種住居地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請した譲受人は、認可地縁団体の〇〇区自治会です。

〇〇区自治会は、〇〇公民館の駐車場が不足することから15台分を確保するため本件申請を行われました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、転用目的のため整地が行われます。申請地からの流水は雨水のみであり、隣接する市道の側溝及び二級河川高松川へ流下されます。

申請地は農地に隣接しておらず、また、市道、公民館及び宅地との境界付近にはブロック塀が設置されているため、周辺への悪影響の恐れはありません。

続きまして、整理番号3です。

本件は、一般住宅及び貸駐車場への転用を目的とする、所有権移転です。地図8ページをご覧ください。申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約70メートル北の市道沿いです。

申請地は、都市計画区域の第一種低層住居専用地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請した譲受人は、〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。

〇〇さんの奥様は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇を務められています。

〇〇さんは、現在借家にお住まいですが、奥様の〇〇〇の近くに自らの住宅を建築するため、また、不足している〇〇〇〇〇〇〇〇の職員用駐車場15台分を確保するため本件申請を行われました。

申請地は、西側から東側へ緩やかな勾配があることから、敷地を平坦にする造成工事が行われます。造成工事後に高低差が生じる西側、北側及び東側の境界付近には、北側及び東側はよう壁、西側は安定勾配で法面が設けられる計画です。

申請地からの流水は、生活排水については合併浄化槽で処理後、雨水に



については敷地内に設ける排水溝に集めた後、いずれも市道側溝に流下されます。

申請地の周辺の農地は、ほとんどが原野化しており、昨年の荒廃農地調査においてもB分類に属している状況です。それ以外の近傍の農地に対しても、建築される住宅は平家建てであり、また、風通しについても十分に確保されるため、悪影響の恐れはありません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (高原 委員)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告します。

6月16日、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次報告いたします。

整理番号1につきまして、申請地周囲は、南側は申請地より高くなっている畑、それ以外は申請地と同程度の高さの市道でございました。

申請地周辺の畑は、申請地より高く、また、計画される建物なども平家で境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響もないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、ほかに適地はないとのことでした。

したがいまして、許可相当であると考えます。

整理番号2につきまして、申請地周囲は、北側は市道、南側は河川、東西は、宅地でございました。

周囲に農地はなく、第3種農地であることから、許可相当であると考えます。

整理番号3につきましては、申請地周囲は、北側は宅地、東側は市道、南側と西側は登記上の地目は農地であるものの現況は、南側は原野、西側

は雑種地でございました。南側と西側の土地は、双方とも当委員会で非農地と判断されているものです。

周囲に農地はなく、第三種農地であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

## **日程第7 議案第29号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

#### **日程第 8 議案第 30 号**

**農用地利用集積計画**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

議案第 30 号平成 28 年農用地利用集積計画書第 6 号について、提案の前に先に送付の議案書に一部修正がございましたので、本日皆様の席に差し置きの議案書を正本として提案いたしますので、お詫び申し上げますとともに先に送付のものは回収させていただきたいと思っております。

それでは、平成 28 年農用地利用集積計画書第 6 号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成 28 年 7 月 1 日となります。

1 頁をご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第 30 号平成 28 年農用地利用集積計画

書第6号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。  
これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
以上で提案された議案は全て終了いたしました。  
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 5 6